

令和5年 第10回 定例教育委員会 会議録

| | |
|-------|--|
| 日 時 | 令和5年10月27日(金) 13時55分～15時20分 |
| 場 所 | 阪南市役所第2会議室 |
| 出 席 者 | <p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 八 田 三 紀 委 員 辻 雅 之 委 員 水 島 浩 子 委 員 柴 崎 一 也</p> <p>〈事務局職員〉</p> <p>こども未来部長 山 中 富 士 夫 未来創生部理事兼政策共創室長 藤 原 健 史 生涯学習部副理事 丹 野 恒 副理事兼給食センター所長 河 野 貢 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 教 育 総 務 課 長 吉 見 勝 吾 中 央 公 民 館 長 伊 藤 典 明 こども政策課長 岩 本 公 一 生涯学習推進室参事 中 出 篤 学校教育課長代理 花 元 英 夫 学校教育課長代理 鈴 木 恒 一</p> |
| 事 務 局 | 教育総務課総括主査 中 山 直 子 |
| 書 記 | 教育総務課総括主査 中 山 直 子 |
| 傍 聴 者 | なし |

会議の要旨

(教育長)

令和5年第10回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に八田委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和5年第9回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和5年第9回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第2号「令和5年第3回臨時教育委員会会議録について」(学校教育課)

(教育長)

承認事項第2号「令和5年第3回臨時教育委員会会議録について」であるが、本会議録も、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第2号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第3号「令和5年第4回臨時教育委員会会議録について」(学校教育課)

(教育長)

承認事項第3号「令和5年第4回臨時教育委員会会議録について」であるが、本会議録も、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第3号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第4号「令和5年第5回臨時教育委員会会議録について」(学校教育課)

(教育長)

承認事項第4号「令和5年第5回臨時教育委員会会議録について」であるが、本会議録も、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第4号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第5号「令和5年第6回臨時教育委員会会議録について」(学校教育課)

(教育長)

承認事項第5号「令和5年第6回臨時教育委員会会議録について」であるが、本会議録も、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第5号について、案のとおり承認されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和5年9月1日から9月30日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した2件について、報告する。

1件目は、特定非営利活動法人メッセージ主催「チャイルドリーム・ネット」である。令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間に、大阪府内在住の小中学生を対象に、全国大会等に出場レベルの実績を持つ高校生からの指導を受けることができる体験イベントが開催される。

2件目は、宮城復興支援センター主催の「国際交流&イングリッシュキャンプ」である。令和5年9月2日から令和6年3月31日までの期間に、国立吉備青少年自然の家他5カ所において、小学生を対象に、英語を使用した野外活動及び防災アクティビティキャンプが開催される。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

1件目は、運動系のみか、それとも文化系のものも対象か。

(教育総務課長)

バレーボールやバスケットボール、サッカーなど運動系が多いが、吹奏楽やダンスなどの文化系もある。

(柴崎委員)

後援名義の使用を許可した事業について、本市の子どもたちが参加したかどうかの報告はあるのか。

(教育総務課長)

事業実施後は実績報告をしてもらうが、本市の子どもたちの参加の有無についてまでは求めているため、わからない事業もある。

(柴崎委員)

1件目は特に子どもたちの興味を引く事業と思われるが、どのように各事業の周知をしているのか。

(教育総務課長)

事業者からの依頼があれば、各学校を通じて児童・生徒へチラシ等を配布している。

(水島委員)

全国大会等に出場レベルの実績を持つ高校生からの指導、とはどういうものか。例えば、野球であれば甲子園に出場するようなチームの高校生からの指導が受けられるということか。

(教育総務課長)

事業者のウェブサイトを見ると、希望する高校・種目の開催日に各自がウェブで申し込み、定員が超過した場合は抽選となる。当選した者は開催日に学校を訪問し、高校生の部活動に参加する、という形態が多いようだ。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「令和5年度第1回阪南市立文化センター協議会会議録について」
(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第2号「令和5年度第1回阪南市立文化センター協議会会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和5年8月22日に開催した、令和5年度第1回阪南市立文化センター協議会について報告する。案件は、(1)協議会会長及び会長代行の選出について、(2)令和5年度文化センター事業について、(3)文化センター及び図書館の一体的な管理運営状況について、(4)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいま報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

会議録中、二次元バーコードからチケットの予約や購入ができるようになれば良いという意見があるが、指定管理者はそのことに積極的な姿勢であるのか。是非前向きに検討していただきたい。また、施設の老朽化に伴い空調が効かないとのことだが、使用頻度の高い箇所なのか。

(生涯学習推進室長)

二次元バーコードからチケットの予約や購入ができるようにするためには経費が必要となることから、指定管理者は今後検討していくこととしている。費用対効果の高い手法については、引き続き当室も共に考えていきたい。また、空調についてであるが、サラダホールの主要な空調設備は15年から20年で更新すべきところ、平成元年の開館以来更新しておらず、大ホールのホワイエやサラダホールのロビー部分に不具合が生じて今夏は空調を稼働させることができなかった。さらに夏の終わり、リハーサル室の空調設備の結露を受けるドレンパンが錆びて穴が開き、小ホール奥のパントリーの床に漏水が生じるという事態となった。そこで緊急対応として財政部局と話し合い、10月の臨時議会で設備更新にかかる設計委託料を補正予算として計上し、議決されたところである。設計委託業者により算出された更新費用を12月補正で計上する予定であり、リハーサル室については空調設備の更新の見通しが立っている。それ以外の設備の更新については今後計画的に進めていきたいと考えている。

(教育長職務代理者)

費用面で厳しいのは理解するが、ホワイエやロビーの活用というのが文化センターと図書館の一体的な指定管理の特長となるはずだったのだから、できるだけ早い対応をお願いする。

(辻委員)

積極的にデジタル化を推進してほしい。コロナ禍で激減した来場者が、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も戻ってきていないと会議録にある。舞台芸

術は実際に生で観ていただきたいが、来場が見込めないのであれば、動画配信はスマートフォン一つでも実施可能で、あまり費用をかけずにできるものなので、検討してみてもどうか。

(生涯学習推進室長)

いただいたご意見は指定管理者と共有し、前向きに検討していきたい。

(教育長)

デジタル化の先進的な取組を研究し、来場者の増につなげられたい。

文化センターと図書館の一体的な指定管理となって初めての文化センター協議会で案件として取りあげ、状況を説明している点は評価する。会長も理解を示しつつ、各協議会に求められる専門性が異なるので、時間をかけて交流すべきというご意見をくださっている。事務局側も手法を研究し、それに応えてほしい。一方で、複合施設としての運営状況については指定管理者選定委員会がモニタリングにより評価していくことになっている。3者が関わっていることに市議会も関心を持っているようだ。事務局はしっかりと整理し、対外的に説明できるようにして、施設運営を進めてほしい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「令和5年度第1回阪南市立図書館協議会会議録について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第3号「令和5年度第1回阪南市立図書館協議会会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和5年8月17日に開催した、令和5年度第1回阪南市立図書館協議会について報告する。案件は、(1)委員紹介、(2)会長・会長代行の選出、(3)令和4年度事業報告について、(4)令和5年度事業について、(5)文化センター及び図書館の一体的な管理運営状況について、(6)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいま報告のあった件について、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

市立図書館のX(旧Twitter)を開いてみた。一日に数度という頻度で発信し、本に関する提案をするなど好感が持てるものだったが、フォロワーが驚くほど少なく、周知不足ではないかと感じたので、工夫していただきたい。

(教育長)

会議録を読むと、指定管理者の具体的な活動がよくわかる。また、会議録そのも

のも毎回内容が充実しており、市民にも読んでいただきたい。

(柴崎委員)

添付された「令和4年度図書館年報」7頁によると、阪南市立図書館は全国の人口が同規模の市区の中で9番目に予約件数が多いとある。面積の広さなど、地域性も影響するだろうが、本市の市域を考えると多いように感じる。また、市民一人当たりの貸出冊数や館外個人貸出冊数もかなり健闘しているようだ。先日借りたい本があって市立図書館に行き、カウンターで問い合わせると貸出中とのことで、予約を入れてくれた。後日、忘れかけた頃に借りることができたのだが、私の後に15人もの予約が入っていて驚いた。人気の本ということもあろうが、同じ頁にあるように、蔵書冊数や資料費が平均より少ないことも影響しているのではないか。本を読みたいというニーズがあるのに応えられていないということが予約件数に表れていると考える。今後はさらなる図書購入費の予算確保に努められたい。

(生涯学習推進室長)

ご指摘どおり、予約件数の多さは資料費が少ないため複本がなかなか購入できないせいもあるが、予約可能冊数が50冊と多いため、利用者が気軽にたくさん予約してくれているという側面もある。また、蔵書冊数については、施設上の制約があるため、毎年受入冊数と同程度の数の蔵書を除籍して、21～22万冊で推移しているものである。だがいずれにせよ、市民サービスを堅持するためには潤沢な資料費は必要であり、引き続き財政部局に要求していく所存である。

(教育長)

毎年作成している図書館年報は素晴らしいもので、高く評価している。これほどここに配布しているのか。

(生涯学習推進室長)

紙媒体では図書館の開架室や市役所の市民情報コーナーで公開しているほか、関係団体や大阪府立図書館にも送っている。その他の関係者にはデータで渡しており、市立図書館のウェブサイトでも読むことができる。

なお、令和4年度は市直営であったため、年報は今年度生涯学習推進室の図書館担当者が作成したが、指定管理者制度を導入した令和5年度以降の分は来年度指定管理者が作成することとなっている。

(教育長)

年報の目次を読むだけでも図書館が様々な事業を展開していることがよくわかる。いろんな方に見ていただきたいものだ。

(柴崎委員)

特に、ブックスタート事業が素晴らしい。4カ月児健診に出向いて絵本を手渡しし、そのフォローアップ事業としての赤ちゃん向けおはなしかいを図書館で開催している。その後も各機関が連携して幼い頃から小中学生になるまでの一貫した読書環境を展開することで子どもたちの豊かな心が育まれていく。そういったことを積極的に発信し、多くの方に阪南市の魅力の一つであることを理解していただきたい。

(生涯学習推進室長)

本市では子ども読書活動推進計画を策定しており、現在は第三次計画に基づいて、ご指摘のとおり、市役所だけでなく私立園や地域で読書活動をしている団体等、各機関が子どもたちの読書活動を推進するべく日々取り組んでいる。現在は来年度から始まる第四次計画に向け、素案の取りまとめ作業を行っているところである。今後は積極的なPRに努め、一人でも多くの子どもが読書に親しむことができるようにしたい。

(教育長)

添付の資料5では4月以降の指定管理者による運営状況がうまくまとめられている。直営時代からの変更点など、事務局として認識しておきたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「子育て拠点の再構築について」(こども政策課)

(教育長)

報告事項第4号「子育て拠点の再構築について」こども政策課の報告を求める。

(こども政策課長)

本資料は、本年9月15日に開催された子育て拠点整備特別委員会において当課が提出した資料である。概要を説明する。

資料5頁までは令和元年12月に策定した阪南市子育て拠点再構築方針の振り返りである。令和4年4月に、朝日幼稚園とはあとり幼稚園、尾崎幼稚園と尾崎保育所を統合したため、現時点では、公立幼稚園が2ヶ所、公立保育所が2ヶ所、私立幼稚園が2ヶ所、私立認定こども園が5ヶ所の合計11ヶ所の施設で就学前児童の教育・保育を提供している。

資料6頁から16頁は、データから見える現状として、就学前児童数、歳児別動向、各園所児童数、小学校別出身施設の状況をまとめている。13頁には本年4月、あるいは5月1日時点の各施設の受入れ状況等をまとめている。また、14頁から16頁にかけては、小学校1年生の子どもたちがどの就学前教育・保育施設から進学してきたのかをまとめている。その結果、当然のことかもしれないが、保護者は、比較的自宅に近い就学前教育・保育施設を選択している傾向にあることが伺える。

17頁は、これまでの特別委員会での意見も踏まえ、昨年11月に子育て世帯向けに実施したアンケートの結果を抜粋して記載している。

22頁は、先ほど説明した阪南市子育て拠点再構築方針において、令和5年度以降の第2ステージで位置付けている候補地の見直しについて記載している。第2ステージでは石田保育所と下荘保育所を統合し、公立の認定こども園を整備することとしており、候補地は旧下荘小学校か旧天神池としていた。だが、旧下荘小学校は学校法人弘徳学園が利活用することとなり、また、旧天神池は、資料に記載のとおり、土砂災害計警戒区域に指定されている。土砂災害警戒区域は、土砂災害特別警

戒区域とは異なり、建築上の規制が伴わない区域であるため、これまではソフト面の対応をきちんと行うことで十分対応できるものと見込んでいたが、昨今の全国的な想定外の災害等の状況を踏まえると、これから建設する施設をあえて土砂災害警戒区域に建設する必要はないとの考えから、市として候補地を見直す必要があると判断したものである。本年10月の本市臨時議会では子育て拠点整備特別委員会は開催されなかったが、本市としては、今後、令和6年度中に策定を予定している（仮称）第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、阪南市子育て拠点再構築方針の第2ステージの実現に向けて取り組んでいきたいと考えている。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいま報告のあった件について、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

結局、石田保育所と下荘保育所が統合することは決まっているが、どこに新しい認定こども園を整備するかは決まっていないということか。

(こども政策課長)

お見込のとおりである。

(柴崎委員)

旧天神池は箱作のどのあたりに位置しているのか。

(こども政策課長)

南海本線箱作駅山側にある区画整理の画で、図の右端に示されているのが貝掛中学校である。

(柴崎委員)

了解した。

資料13頁、他の施設類型と比べて公立幼稚園の充足率が著しく低い。

(こども政策課長)

保護者の就労率の上昇なども一因と考える。そのため、公立幼稚園では預かり保育の実施により市民サービス向上に努めているところであり、今後も保護者のニーズを研究していきたい。

(水島委員)

統合が予定されている石田保育所と下荘保育所では地理的にも遠く、生活圈も異なる。保育所に通わせるということは就労していることがほとんどだと思うので、通わせるのが大変というのが、保護者としての実感である。

また、資料18頁にある、幼稚園、保育所、認定こども園を選ぶ理由であるが、自宅に近い、とか、きょうだいや知人が通っている(た)という理由は当然として、習い事をさせてくれるということもウェイトが大きいようだ。何をもってその施設が良いと判断するのは各家庭にとって異なるだろうが、このアンケート結果を真摯に受け止め、公立ならではの良さを打ち出していくべきだと感じた。

(こども未来部長)

第2ステージ候補地選定の際に石田地区か下荘地区かと議論した結果、市の財政面もあるが、石田保育所の敷地は府有地であり、また近隣に私立認定こども園があることや、下荘地区には旧学校用地や旧天神池があり市の利活用が見込めることから、下荘地区とした。ただ、近年各地で発生している未曾有の豪雨による土砂災害等を踏まえ、土砂災害警戒区域に指定されている旧天神池にあえて整備する必要はなく、安全・安心が第一であると考え、このたび候補地を見直すこととなったものである。第2ステージについては元々、未就学児の数を見極めながら進めていくこととしていたため、少子化の動向等を踏まえて見直す予定である。その中で、公立幼稚園・保育所の特色をどう出していくか、子どもたちが地域の方々に見守られながら成長し、小学校へつながっていくという特長をどう生かしていくか、検討を重ねていきたい。

(教育長)

水島委員のご意見で気付いたが、施設を選ぶ理由で、他の設問は公立にも私立にも公平な立場からだが、「スイミング、英会話などの習い事」というのが公立園所では0%なのは当たり前で、私立とは教育要領が全く異なる公立にとっては不利だと感じる。逆に、「遊びの中で子どもがのびのびと育つ」といった、公立を選ぶ理由も設定すべきではないかと考える。次回以降は工夫されたい。

(こども政策課長)

設問に「雰囲気」というのがあり、公立幼稚園が飛びぬけて高いが、これは「のびのびと」という公立の特色を評価していただいた結果だと推察する。まさしく「習い事」と「雰囲気」が、公立と私立の違いを際立たせている設問であると考え。

(柴崎委員)

公立幼稚園は公立小学校と連携した取組や交流が多いことも強みだと思うが、それも設問としてはどうか。

また、公立幼稚園が統合して4園から2園になったことで充足率が下がったのではないか。

(こども未来部長)

このアンケートは臨時的に取ったもので、統計として変化を見ているものではない。今後、アンケート手法についてはご指摘いただいたことも含め、検討していく。また、私立は建学の精神に基づいて教育・保育に取り組んでおり、私立も公立も同じく就学前児童を育てる施設として切磋琢磨し、小学校へつなげていくことが大切であると考え。

(辻委員)

柴崎委員のおっしゃるとおり、以前は公立幼稚園と公立小学校は密接な関係にあったが、これだけ統廃合が進むと小学校には様々な施設出身の児童が集まり、地域とのつながりは薄くなっているのではないか。今後、石田保育所と下荘保育所が統合すれば、公立として、広範囲にはなるが、石田地区においても下荘地区においても、それぞれ地域の方々と交流していく覚悟が必要となるだろう。

(こども政策課長)

ご指摘いただいたことを踏まえ、公立としてのあり方を検討していく。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第5号「阪南市教育大綱について」(政策共創室)

(教育長)

報告事項第5号「阪南市教育大綱について」政策共創室の報告を求める。

(政策共創室長)

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3において、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する、いわゆる国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術、及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと規定されている。本市においても、国の教育振興基本計画の改訂に伴い、総合教育会議で市長と教育委員会の皆様に協議・調整を尽くしていただいた結果、このたび、第3期「阪南市教育大綱」を策定したので、資料に基づき報告する。

資料1、1頁では「1教育大綱の趣旨」と「2大綱の位置付け」について、2頁では「3大綱の対象期間」について、それぞれ記述している。

3頁、「4教育をめぐる現状と課題」では、「SDGs未来都市」に選ばれた本市においても教育をめぐる課題が山積しており、現代は先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代であると言われている中、市民一人ひとりが自分の良さや可能性を見出すとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会課題に挑戦し、豊かな人生を切り拓き、未来社会に向かい、持続可能な今後の社会の創り手となることを望まれていることを記述している。

4頁、「5『はんなんの教育』の基本理念」では、「誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる 協働・共創社会のひと・まちづくり」をこの教育大綱の基本理念として、社会が大きく変動する中で、将来大人になる子どもたちの主体形成はもとより、すべての市民、団体、地域が豊かな地域社会を形成できるよう、学校教育、家庭教育、社会教育を通して、市と教育委員会が強く連携し、阪南市の宝である子どもたち一人ひとりの豊かな未来のため、また、まちづくりの主役である市民の皆さん一人ひとりの幸福のため、必要な教育施策を着実に実行していくことを記述している。

5頁以降、「6『はんなんの教育』の基本方針と基本施策」では、本教育大綱の基本理念を踏まえ、4つの基本方針を定め、基本方針の説明及び基本施策をそれぞれ記述している。【方針その1】では、多様な教育ニーズに対応することで、人それぞれの自己実現や自己肯定感を高める教育が求められている中で、「すべての個性を輝かせ 一人ひとりの『自己実現をはかる教育』を推進します」を基本方針とした基

本施策8項目をについて記述している。

6頁、【方針その2】では、皆で力を合わせ、誰一人取り残さず、ともに育ち、ともに高め合う関係づくりが求められている中で、「人がつながり支えあい ともに学び・ともに育つ『共生の教育』を推進します」を基本方針とした基本施策9項目について記述している。

7頁、【方針その3】では、地域社会への貢献等により、他者とともに生涯にわたり学び続けるひと・まちづくりが求められている中、「まなぶ・はぐくむ・つなぐ『生涯学習のひと・まちづくり』を推進します」を基本方針とした基本施策7項目について記述している。

8頁、【方針その4】では、本市の恵まれた自然を五感で感じる体験活動等を通して、主体的に社会の形成に参画し、持続可能な社会の実現に寄与する人材が求められている中、「はんなんの うみ・やま・さと をフィールドに『未来に向かって生きる力』を育みます」を基本方針とした基本施策7項目について記述している。

なお、文部科学省からは、各地方公共団体における大綱の策定に当たっては、こども基本法第11条に基づき、子ども、又は子どもを養育する者、その他の関係者の意見を聴取し反映させるために必要な措置を講じる必要があること、また、具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、子どもの意見をどの程度反映すべきかなどについては、地域の実情や策定を予定している計画の内容等に応じて判断することが、留意事項として示されている。そのため、令和2年12月に実施した阪南市総合計画策定に係る中学生アンケートの中で出された意見を反映することとした。

資料2は、「阪南市教育大綱策定に係るこどもの意見の反映について」として、「阪南市総合計画策定に係る中学生アンケート」における意見への対応を記述している。文部科学省からの留意事項のうち、特に、子どもの意見を聴取し、反映させるための必要な措置として、当該資料を添付している。

(教育長)

2度の総合教育会議と前回の教育委員会議で皆様からいただいたご意見を大いに反映させ、市長が策定した大綱である。

「はんなんの教育」の基本理念が示されたので、保護者や学校の教員に周知していかねばならないと考える。また、示された4つの方針を今後の学校園教育基本方針にも着実に生かしていくこと、さらに、教育委員会事務局職員はこれらの方針に基づいて学校園への指導・助言をしていくことを心掛けられたい。

さらに、教育大綱における基本施策は、国の教育振興基本計画の実施計画につながるもので、阪南GIGAスクールビジョンや(仮称)子どもの権利に関する条例、教育支援センターシンパティア、中央公民館、はんなん海洋リテラシー、(仮称)はんなん海の学校など具体的な施策が挙げられ、阪南市の独自性が高いものとなった。予算を確保してこれら施策を着実に実施して欲しい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<教育総務課>

11月15日 第7回阪南市立学校のあり方検討委員会

<学校教育課>

10月27日 鳥取中学校体育祭

11月16日 小学校音楽会

11月18日 国際アマモ・ブルーカーボンワークショップ2023
*西鳥取小学校の児童が参加

<生涯学習推進室>

10月29日 青少年指導員おやこカーニバル(西鳥取公民館)出店

11月1日 留守家庭児童会ローテーション研修

11月3日 [文化センター・図書館]
文化センター・図書館の誕生日

11月18日 青少年指導員協議会 子ども・若者育成支援強調月間該当啓発

<公民館>

10月28日・29日

[尾崎公民館] 地域とつながる 尾崎公民館まつり

10月29日 [東鳥取公民館] レコード喫茶 in 公民館

[西鳥取公民館] おやこカーニバル

11月4日・5日 [西鳥取公民館] 西鳥取公民館まつり

わいわいフェスティバル2023

11月5日 [尾崎公民館] 子ども将棋広場

11月11日・12日

[東鳥取公民館] 東鳥取公民館まつり

であい・ふれあい・夢づくり

すきやねん、このまちが

11月12日～ [尾崎公民館] ドローン・プログラミング講座(全2回)

11月14日 [尾崎公民館] パソコンサポート

11月16日 [西鳥取公民館] わらべうたあそび

まほうのおばさんのおはなしかご

11月17日 [尾崎公民館] パソコン講座「今話題のAIを体験」

※いずれも10月27日現在の実績・予定

(教育長)

各公民館まつりに副題が付いていて、各館の方向性が示されていることを評価したい。東京で開催される国際アマモ・ブルーカーボンワークショップ2023に西鳥取小学校の児童が参加して海洋教育の取組を発表するとのことだが、その様子はまた報告されたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(柴崎委員)

来年4月1日から施行される改正障害者差別解消法では、これまで努力義務だった合理的配慮が義務化されるそう。学校で何か対応策は考えているか。

(生涯学習部副理事)

私立学校については、来年度から義務化されるが、公立学校では、すでに義務化され合理的配慮を行ってきているところである。この度、法が改正されることを受け、内容の周知に努めるとともに、今後も、障がいのある人への配慮に努めていきたい。

(柴崎委員)

公立学校がすでに義務化されていることについて承知した。引き続き、法に沿った対応をお願いする。

(教育長)

次回の第11回定例教育委員会は、令和5年11月24日金曜日、阪南市役第2会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和5年第10回定例教育委員会を閉会する。

以上